

# 国際法

鶴田 順・小林友彦

## はじめに

本欄で紹介するのは、昨年10月から本年9月までに本誌「文献月報」に掲載された著書・論文などである（国際経済法と国際環境法の文献については、それぞれ国際経済法と環境法の欄を参照された）。ただし、この期間中に「文献月報」に掲載された文献を遍くフォローできたわけではなく、また限られた紙幅の都合から、紹介を断念せざるをえなかった文献も多い。上記期間中に連載が終了していない文献については、次年度以降に委ねた。また、紹介した文献についても、我々の能力不足から誤解等があるかもしれない。あらかじめお断りして、ご海容をお願いする次第である。なお、学会報告および論文の副題は原則として省略した。

## 1 学会活動

本年度の国際法学会の春季大会は、5月14日に明治大学で開催された。午前の部では、阿部達也「生物・化学兵器使用禁止規範の位相」、佐藤文彦「いわゆる国籍法違憲判決にまつわる若干の問題について」の報告が行われた。午後の部は、二つの分科会に分かれて行われ、第一分科会は、共通テーマ「国際経済秩序の統合化と分散化」のもと、内記香子「WTOにおける科学の役割」、大矢根聡「国際貿易レジームの複合的展開と社会的文脈」、伊藤一頼「国際経済法における権限配分の特質とその動態」、阿部克則「WTO協定の解釈と国際法の関連規則」、西元宏治「国際立法の

位置づけと条約解釈」の報告が行われた。第二分科会は、共通テーマ「北極をめぐる現代的課題と法制度」のもと、加藤喜久子「北極をめぐる現代的問題状況」、深町朋子「北極における領有・境界問題の展開」、小山佳枝「北極海における航行制度の展開」、岡松暁子「船舶起因汚染に関する国際法と国内法の交錯」、大島美穂「北極における国際政治」の報告が行われた。

国際法学会の秋季大会は、10月8日・9日に関西学院大学で開催された。第一日目は、共通テーマ「Transitional Justice：平和構築過程における正義と法」のもと、佐藤哲夫「Transitional Justice and International Law」、William A. Schabas「Transitional Justice and the Norms of International Law」、戸田真紀子「アフリカにおける平和構築と民主化」、横溝大「法の支配」の確立と法整備支援」、洪恵子「移行期の正義（Transitional Justice）と国際刑事裁判」の報告が行われた。第二日目の午前の部は、共通テーマ「一般国際法秩序への人権概念のインパクト」のもと、阿部浩己「国際法の人権化」、中西康「国際私法の基本構造に対する人権概念のインパクト」の報告が行われた。午後の部は、二つの分科会に分かれて行われ、第一分科会は、共通テーマ「国際法秩序への人権概念の挑戦とその限界」のもと、西村弓「人権・個人の権利と外交的保護」、中野徹也「人権諸条約の特殊性と条約の留保規則」、松井章浩「主権免除規則における国際人権規範の影響」、平覚「世界貿易秩序と人権」の報告が行われた。第二分科会は、共通テーマ「安全保障と一般住民の保護」のもと、清水奈名子「国連安全保障理事会と文民の保護」、松隈潤「人間の安全保障」概念

が国際法に与える影響」、植田隆子「欧州連合の変容する対外政策における「文民」の保護」、楳林建司「武力紛争下における文民の保護」の報告が行われた。

世界法学会の研究大会は、5月15日に明治大学で開催された。本大会の統一テーマ「保護される権利」のもと、午前のセッション「保護する責任から保護される権利へ」では、大沼保昭「保護される権利」から国際法体系のあり方を考える」、新垣修「国家と無国籍難民の保護」の報告が行われた。午後のセッション「武力紛争と保護される権利」では、真山全「文民の敵対行為への直接的参加と武力紛争法」、山形英郎「21世紀国際法における民族自決権の意義」の報告が行われた。また、午後の部では、公募報告セッションも設けられ、中坂恵美子「EU（欧州連合）における国際的保護と保護の域外化」、前田直子「保護される権利」の報告が行われた。

なお、国際法協会日本支部の研究大会は、東日本大震災等の影響で中止となった。

## 2 総論、法源、歴史、条約法、外交実務

法源論については、森大輔『ゲーム理論で読み解く国際法』（勁草書房）が、国際慣習法が国際社会において果たす機能について、ゲーム理論を用いて分析し、新たな方法論を提示した。国際慣習法の成立要件について、国家慣行はゲームのフォーカルポイントの機能を果たすことで国家の行為を予測しやすくして取引費用を削減し、法的確信はフォーカルポイントが不必要・不適切な均衡を除外する機能を有すると整理した。さらに、国際慣習法の変更や慣習法と国際礼让・慣例の区別についても新たな分析視角を示した。

条約法については、「特集／条約体制のダイナミズム」（ジュリ1409）が、国際公共利益の実現を目指すいくつかの多数国間条約をとりあげ、そのような多数国間条約では、条約の運営委員会が設置され、また必要に応じて規範の新たな形成・拡張、基準の客観化・改訂が行われるというように、条約自体の動的な展開が想定されている点に着目し、そのような多数国間条約をとりまく実態を法的観点からの的確に位置付けることを目指し

た。小寺彰＝奥脇直也「多数国間条約体制の意義と課題」、村瀬信也「気候変動枠組条約」、鈴木将文「生物多様性条約と知的財産制度」、小松正之「ワシントン条約は野生動植物の保護と持続的利用を図れるか」、奥脇直也「ロンドン（ダンピング）条約と海洋肥沃化実験」、山形英郎「自由権規約のダイナミズム」、高山佳奈子「ICC（国際刑事条約体制）」、阿部達也「対人地雷禁止条約とクラスター弾条約のダイナミズム」、西元宏治「国際投資法体制のダイナミズム」、柴田明穂「南極条約体制の基盤と展開」、南諭子「宇宙商業化の進展と宇宙条約体制」を収める。

国際法の主体については、山口美帆「現代国際法学における「法」主体及び「法」規範」（法政論究86）が、現代の国際社会における国家、国際機関、多国籍企業、NGOや個人等のアクターの多様化に着目し、国際法を「国家間関係を規律する法」と捉える法認識を批判的に検討し、そのような法認識の影響を不必要に受けることを回避しうる視点・方法を模索した。

小寺智史「国際法における異なる待遇の複合的機能」（西南43.3）は、「規範の多重性」概念を手がかりとして、多数国間条約で「異なる待遇」が果たしている不平等補償機能、普遍性確保機能とイデオロギー機能という三つの機能とそれらの相互関係について理論的考察を試みた。

国際法実務については、松田誠「実務としての条約締結手続」（新世代法政策学研究10）は、「国際約束にあたらぬ文書」への外務省国際法局の関与のあり方、国際約束の日本における実施のための国内法整備、実務における「自動的執行力のある条約」の位置づけ、国際約束の具体的な締結手続等、条約締結に関する日本政府の実務を幅広く紹介した。また、小田滋「国際法の実務家に徹した60年」（日本學士院紀要65.1）、横田洋三「基調講演／日本の法実務における国際法の意義と役割」（中央ロー8.1）、上河原献二「条約実施を通じた国内・国際双方向の変化」（新世代法政策学研究12）等も出た。

また、2011年3月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故に関連して、国際法学の観点から検討を行った論考として、植木俊哉「東日本大震災と福島原発事故をめぐる国際法上の問題点」（ジュリ1427）は、巨大地震、大津波、

原発事故といった一連の問題に関連する国際法規範について、国際人権法、国際環境法、国家責任法、外交・領事関係法や国際海洋法等、幅広く検討した。とりわけ、国際人権諸条約のデロゲーション条項の災害時における援用可能性、地震や原発事故の影響等で自宅からの避難を余儀なくされている人々の「国内避難民」該当性、国連国際法委員会における「災害時の人の保護」に関する法典化作業の動向、原発事故により国境を越えた損害が発生した場合の国際法上の賠償責任、原発事故に伴う放射性物質の海洋への投棄の国際法上の評価、原発事故発生時の国際法の通報義務や情報開示義務の有無等について検討した。墓田桂「国内強制移動に関する指導原則」の意義と東日本大震災への適用可能性」(法時83.7)は、1989年に国連人権委員会に提出された国内避難民の権利と国家の義務を謳った同指導原則に代表される避難者の保護の国際基準が、日本の災害に関連する既存の法令や政策を今後検証していく際の「指針」として活用しうることを指摘した。墓田桂=エリザベス・フェリス「災害を超えて」(法時83.8)も出た。

### 3 国家

櫻井利江「コソボ分離に関する国際法(1)(2)完」(同法62.2、62.3)は、国連総会が国際司法裁判所(ICJ)に勧告的意見を要請した「コソボ独立宣言の国際法上の合法性事件」を素材にして、国際法における分離権や分離に関する国際社会の実行等を詳細に検討した。

松井章浩「国連国家免除条約における執行免除規則の新たな形成」(立命333=334中巻)は、国連国家免除条約の執行免除規則について、国連における法典化作業で議論が分かれた三つの論点、すなわち、判決前の措置と判決後の措置の区別、本案における請求原因と執行対象財産との関連性、中央銀行が所有する財産に対する絶対的な執行免除の付与を検討し、その結果、いずれの点についても新たな執行免除規則を形成するものであることを明らかにした。執行免除は裁判権免除ほどに制限されず、それゆえ、執行免除が否定される具体的な状況をほとんど想定することができない以上、同条約は少なくとも執行免除については絶対

免除主義の方向に免除範囲を拡げるかたちで「法典化」されたと結論した。

杉木明子「『国家建設』モデルの再考序論」(国際110.1)は、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決にはソマリア国内の取締能力向上と統治・司法機能の回復が不可欠であるという問題意識のもと、ソマリアにおける「国家建設」について、政府が機能するために必要となる「正統性」に注意を払いつつ検討した。その結果、ソマリアでは、分権的で緩やかな連邦制のもとで中央政府と実効的支配を達成している地域の代替的な統治機構が連携することが望ましく、また、海賊対策についても、海賊行為者の拠点があるプントランド自治政府の治安維持機能を向上させ取締りを強化することが望ましいと指摘した。

### 4 領域

中野徹也「竹島の帰属に関する一考察」(関法60.5)は、韓国による竹島の(日本側からすれば)「不法占拠」への日本政府の対応は、外交上の抗議のみでは韓国による領有を「黙認」したと解されて竹島に対する権原が移転または喪失する可能性があるかという問題意識のもと、竹島の帰属をめぐる1952年の李承晩ライン宣言後の実行に焦点をあてて検討した。竹島問題については、安藤貴世「日韓国交正常化交渉における竹島問題」(日政47.3)も出た。

近年ソマリア沖・アデン湾等で頻発している海賊行為への対処等について、木原正樹「ソマリア沖海賊対策としての「あらゆる必要な手段」の授権決議」(神院40.3=4)は、2008年の国連安保理決議1816等によって「あらゆる必要な手段」が授権されたことについて、国連安保理の強制措置は公共の秩序と安全を維持するための緊急の必要性によって根拠づけられるものと整理したうえで、安保理がソマリア沖海賊対処として警察比例の原則に服する「実力の行使」のみならず「武力の行使」を含むと解しうる「あらゆる必要な手段」を授権したことの必要性と合法性に疑問を呈した。

阿部浩己「〈人類の敵〉海賊」(現代思想39.10)は、海賊はいずれの国家にも埋没しない存在として個人の国際法主体性の確立に先駆的貢献をなしたこと、海賊行為への対処を通して導入された普

遍的管轄権は「国際共同体」の存在を「確認」すると同時に「構築」する作用をもたらしたこと、また、海賊行為の要件の一つである「私的目的」に関連して、明らかに政治的な目的を有している場合であっても、行為の標的が人類全体と重ね合わされた場合には「公」と分類されることはまずないこと等を指摘した。

その「私的目的」の解釈については、山内由梨佳「海賊行為の私的目的要件について」(防衛大学校紀要社会科学分冊102)、下山憲二「海賊行為における「私的目的」に関する一考察」(防衛法研究34)が詳細な検討を行った。

また、歴史的な水域については、湯山智之「歴史的な水域に関する米国連邦最高裁判所の判例」(立命333=334下巻)が、また海洋権益の保護等に関連しては、王志安「国際海洋秩序への静かなる挑戦」(駒論10.3)、山内由梨佳「大陸棚の探査規制と安全保障」(海外事情59.4)が出た。

宇宙法については、南論子「宇宙商業化の進展と宇宙条約体制」(ジュリ1409)、松掛暢「宇宙活動におけるアクターの多様化と国家責任」(法雑56.3=4)が出た。

## 5 人権

国際人権法学会20周年記念企画の一環として、芹田健太郎他編集代表『国際人権法の国際的実施』(信山社)と芹田健太郎他編集代表『国際人権法の国内的実施』(同)が刊行された。いずれも、多分野の研究者と実務家が参画し、国際人権法学の現在の到達点と今後の課題を示した。

前者については、第一部「総論」は、薬師寺公夫「国連憲章第103条の憲章義務の優先と人権条約上の義務の遵守に関する覚え書き」、第二部「国連機関」は、安藤仁介「総論」、横田洋三「国連による人権との取組み」、木村徹也「人権理事会の創設とその活動」、小畑郁「国連人権理事会における普遍的定期審査」、白石理「国際連合における人権保障制度と高等弁務官」、滝澤美佐子「国際人権法の実施におけるNGOの役割」、第三部「国際条約機関」は、岩沢雄司「自由権規約委員会の履行監視活動」、阿部浩己「性差別なき世界へ」、大谷美紀子「子どもの権利委員会」、今井直「拷問等禁止条約およびその選択議定書の国際

的实施」、吾郷眞一「国際人権保障機構としてのILO」、第四部「地域的機関」は、戸田五郎「欧州人権裁判所の欧州人権条約解釈再考」、栢木めぐみ「米州人権条約制度における「回復(reparation)」概念の展開」、西立野園子「アフリカの人権保障システム」、杉木明子「アフリカ人権レジームと「ジンバブウェ問題」」、第五部「国際刑事裁判」は、多谷千香子「旧ユーゴ国際刑事裁判所の活動」、稲角光恵「ルワンダ国際刑事裁判所の設立及び活動の意義」、野口元郎「カンボジア特別法廷の法的構造と実務的課題」、古谷修一「被害者救済の機関としての国際刑事裁判所」、第六部「国際人権会議」は、川島聡「障害者と国際人権法」、小坂田裕子「先住民族の権利に関する国連宣言」の意義と課題」からなる。

後者については、総論的論点を扱う第一部が、大津浩「国際人権保障における自治体の権能と義務」、棟居快行「国内裁判所における国際人権の適用をめぐる」、坂元茂樹「日本の裁判所における国際人権規約の解釈適用」、山崎公士「国際人権法における国内人権機関の役割と機能」、稲正樹「アセアンにおける人権機関の成立」、比較法分析を行う第二部は、大藤紀子「フランスの国内裁判における国際人権」、江島晶子「国際人権条約の司法的国内実施の意義と限界」、門田孝「欧州人権・基本権保障の中のドイツ連邦憲法裁判所」、宮川成雄「アメリカ裁判所における国際人権法の援用」、呉美英「韓国の国内裁判における国際人権」、国内裁判に関する第三部は、武村二三夫「生命の権利と死刑」、東澤靖「刑事捜査における人権」、北村泰三「国際人権法上の国家の義務と被疑者、被告人の権利」、海渡雄一「受刑者処遇における国際人権法の国内実施」、内野正幸「国際人権と福祉」、山元一「ジェンダー関連領域における国際人権法と国内裁判」、内藤光博「重大な人権侵害と戦後補償裁判」からなる。

国際人権法の国内実施についての関心は高く、「特集／被拘禁者と国際人権法」(法時83.3)も組まれた。今井直「被拘禁者の国際人権保障の展開」は、被拘禁者に関する国際人権法の観点から日本における制度や運用実態を検証するという企画趣旨を示したうえで、国際人権法における実体的規範・基準と実施メカニズムの展開を跡づけた。葛野尋之「被疑者取調べの適正化と国際人権

法」、赤池一将「国際人権法と新監獄法下の受刑者の権利」、武内謙治「少年の拘禁施設と国際人権法」、大橋毅「出入国管理施設と国際人権法」、永野貫太郎「精神医療施設と国際人権法」、北村泰三「重層的な人権保障システムにおける受刑者の選挙権」、桑山亜也「拷問等禁止条約選択議定書の国内防止メカニズム」、里見佳香「ヨーロッパ拷問等防止委員会の活動」を収める。

「特集／多民族・多文化社会における国際人権法の可能性」(国際人権21)は、近藤敦「多文化社会の意味するもの」、齋藤民徒「国際人権をめぐる法と文化」、水野真木子「外国人刑事裁判における異文化問題と通訳」、元百合子「マイノリティの権利としての母語学習と民族教育」、苑原俊明「アイヌ民族の先住権の行方」等からなる。『国際人権』誌は、その他、国際人権判例に関する特集や国際人権機関の現状報告等を収める。

日本による女性差別撤廃条約の批准から25年が経過したことに合わせて、「特集／女性差別撤廃条約批准25周年」(国際女性24)が生まれ、また、金城清子「女性差別撤廃条約と日本」(龍谷43.3)、山下泰子「女性差別撤廃条約の実効性確保とNGOの役割」(国際人権21)、林「女性差別撤廃条約」(同)、軽部恵子「国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府第6回報告と日本のNGO」(桃山法学16)が出た。

## 6 責任

薬師寺公夫「国連の平和執行活動に従事する派遣国軍隊の行為の帰属」(立命333=334下巻)は、国連加盟国が国連に平和維持または平和執行の任務を遂行する自国部隊を派遣する場合に、その部隊の行為は、国際法委員会(ILC)の「国際機構の責任に関する条文草案」では、国連が当該行為に対して「実効的支配」を及ぼしている場合にのみ国連に帰属する規定になっているが、2007年の欧州人権裁判所ペーラミ及びサラマチ事件判決は国連安保理による「究極の権能及び支配」という別の基準により帰属の可否を決定したことから、同判決とそれとは正反対の結論を導いた2007年の英国貴族院アル・ジェッダ事件判決の相違点を比較しつつ分析し、「究極の権能及び支配」基準の妥当性を検討した。

古谷修一「個人の国際責任と組織的支配の構造」(国際109.4)は、組織に属する個人による犯罪について、当該個人の地位又は権限から組織責任を認定する立場と、個別具体的な関係や了知の有無の検討を要する立場の間で理論と実務が揺れ動いている状況を示しつつ、犯罪の実効的な抑制という機能的側面から評価すべきであるとした。こうした作業を通して、国家の機能が脆弱化する中でも違法行為の実行者が何らかの組織的支配の下にあることが多いことから、国家責任論と個人責任論との接点として組織的支配構造の位置づけが重要となることを指摘した。

湯山智之「国家責任法における「事実上の機関」としての私人行為の国家への帰属」(国際109.3)は、国家責任法における「事実上の機関」概念の萌芽から現在までの展開を考察し、事実上の機関の行為が国家に帰属するための具体的基準等について検討した。その結果、事実上の機関概念は、とくに第二次大戦前に国内法上国の機関としての地位を有さない実体の地位が議論されるようになったことを受け、様々な判決や実行をもとに戦後の学説において承認されるに至ったことを明らかにした。また、国際司法裁判所における1980年代以降の議論を受け、国家責任条文において「指示」や「コントロール」等の基準の定式化をみたが、一定の問題が残されたことを指摘した。

萬歳寛之「国家責任法における違法性判断の特質」(早法86.2)は、「相当の注意」概念を素材として、国家の履行能力を考慮することなく国家責任の認定が可能であるのか否かを検討し、さらに、国際判例における推論過程から国際義務の「違反」の構成要素を抽出することにより、国家責任法における違法性判断の特質を明らかにすることを試みた。その結果、適用法規としての「相当の注意」概念は、紛争解決の「決定の過程」において、国家の国際義務の履行能力や事案の特殊事情を勘案しながら適正な結論に至るよう紛争解決者に「問題への取り組み方」を指示・命令する規範であると整理したうえで、すべての国際義務に妥当する一般理論の構築を目指しながら「相当の注意」義務の違反認定の特殊性をふまえていない国家責任条文の論理構成に疑問を呈した。

山田卓平「カナダによる公海漁業取締措置と緊急避難」(神院40.2)は、カナダによる沿岸200海

里外での他国漁船への取締措置は国際法上の緊急避難規則によるものか、そうであるとすればいかなる規範内容を念頭において正当化しようとしたのかについて、ILCの国家責任に関する作業と対照しつつ検討した。その結果、カナダ政府は法的正当化を国際慣習法上の緊急避難規則に求めていたと考えられること、「重大かつ急迫した危険」要件について予防的アプローチを採用していないこと、また、ILCの国家責任条文で認められた国際社会全体の利益保護のための緊急避難の例として位置づけることは難しいこと等を明かにした。

外交的保護について、山下朋子「外交的保護の法的擬制」(神戸60.1)は、私人の被った侵害を国際法上の問題とするために在外自国民の被った侵害を国籍国に対する侵害へと「変型」する必要があるとされる伝統的理解がいつどのように成立し、ひろく普及するようになったのか、また、このような法的擬制の内容についての通説とはどのようなもので、そのなかで変形理論はどのような位置を占めるのか等を検討した。

また、国際法違反の人権侵害行為等についての企業の責任については、稲角光恵「米国国内裁判所のスーダン長老教会事件とキオベル事件に見る国際法上の企業責任」(金沢53.2)が、国際法上の企業責任なる概念を理解する一助として、米国の国内法である外国人不法行為請求法に基づいて提訴された二つの事件に関する米国国内裁判所の判決について、国際慣習法上の企業責任を肯定した判決とそれを否定した判決を対比しつつ紹介・検討した。その結果、前者の判決は国際慣習法上の企業責任を肯定した先例に沿った判断を下したものであり、後者の判決はこれまでの立場を大きく変更する判決であること等を指摘した。

## 7 紛争の平和的解決

国際司法裁判所(ICJ)については、杉原高嶺「国際司法裁判所における*jura novit curia*原則」(国際109.3)が、ICJで適用された同原則の法的意味とその基盤を明らかにしつつ、同原則の近年の適用状況を管轄権問題と本案の判断に分けて批判的に考察した。その結果、たび重なる判断回避や同一論点に対する判断の迷走によって同

原則が損なわれる恐れがあること、その要因の一つとして、判決作成のための裁判官による法の解明と法的理由づけのための裁判所内の合議作業の効果的遂行が退行している可能性があることを指摘した。

佐藤義明「国際司法裁判所の国連裁判所化」(国際109.3)は、2003年のICJ「油井やぐら」事件本案判決の判決主文の構成に注目して、ICJがこれまで司法裁判所として維持してきた「請求を越えず」原則を緩和することを同判決が正当化できるか否か等を批判的に検討した。その結果、ICJが判決主文の構成に関して裁量権を広く行使する傾向は、国連裁判所としてその規範的統治に参画する機能を強化しようとする司法政策の現れであると結論し、このような司法政策は、国連の他のフォーラムで主張を実現することが困難な勢力が司法的任務になじまない紛争をICJに持ち込む試みを助長するものであること、また、紛争当事国の陳述なしに判決主文が作成されることによってICJの司法的任務の基盤であるはずの法的理由づけの質が保障されないものとなること等への危惧を表明した。

小野昇平「国際司法裁判所判決の国内裁判所における法的効果に関する一考察(1)(2)完」(法学74.2~74.4)は、領事関係条約の違反をめぐるICJ判決の国内裁判所における法的効果という論点について、ICJと他の国際裁判所との比較やICJの設立経緯、目的、関連する実行や学説等を分析することにより、一定の明確化を試みた。

また、小田滋/酒井啓亘=田中清久補訂『国際司法裁判所(増補版)』(日本評論社)は、1987年刊行の原著を維持しつつ、その後のICJの判決・意見等を「増補」として加筆して刊行された。

仲裁については、小寺彰「租税条約仲裁の国際法上の意義と課題」(独立行政法人経済産業研究所(RIETI)ディスカッションペーパーシリーズ11.J.036)は、2010年8月に署名された新日蘭租税条約に仲裁規定が設けられたことをふまえ、租税条約仲裁の歴史を概観し、仲裁制度と主権、新日蘭租税条約上の仲裁の特色を検討したうえで、同条約上の仲裁手続を分析し、仲裁手続の透明性、条約解釈規則、仲裁の監督における問題点を指摘し、その改善策を提案した。さらに、これらの整理をふまえ、日本がOECDモデル租税条約を扱う際の注



意点についても指摘した。

中野俊一郎「国際仲裁と国家法秩序の関係」(国際110.1)は、当事者が合意によって国際民商事紛争の裁断的解決を私人に委ねる国際仲裁は国家法秩序のコントロールに服するか等について検討した。その結果、現時点の国際仲裁をとりまく法発展の状況を前提とすると、国際仲裁の実効性確保に必要な範囲で国家による介入やコントロールを認めながら、当事者のニーズに合わせ、国際仲裁の自律性や当事者自治を最大限に許容するような法的枠組みを構築することが必要であるとした。

## 8 国際刑事法

真山全「国際刑事裁判所規程検討会議採択の侵略犯罪関連規定」(国際109.4)は、国際刑事裁判所(ICC)規程において侵略犯罪の定義及び管轄権行使の条件に関して安保理による認定を要件としないことについて、侵略の認定に重要な影響を及ぼしてきた安保理の特権を相対化するものであると評価しつつも、引渡しへの同意要件が普遍化されたことでいかなる国もICCの管轄権行使を否定できることとなったために、かえってICCの管轄権行使が制約されうることを指摘した。他方で、少なくとも侵略認定の手続が複線構造化したことによって侵略認定が活発化する可能性について示唆した。

北野嘉章「国際刑事裁判所といわゆる九八条協定(1)~(3)完」(論叢168.1~168.5)も、同意要件を定める国際約束に違反しうるような形でICCが引渡しを請求することはできないと規定するICC規程98条2項にいうところの国際約束(いわゆる「98条協定」)を米国が多数締結していることを取り上げ、その法的効果を検討した。その結果、圧力をかけて98条協定を締結したこと自体が当該協定の無効原因にはならないこと、人的適用範囲が重なる限りは98条協定に基づいてICCの引渡し請求が禁止されること、他方で98条協定によってICCに義務を課すことはできないことを確認した。

竹村仁美「国際刑事裁判所と普遍的管轄権」(九国17.1)は、重大な国際犯罪に対するICCによる補完的な管轄権の行使と当該犯罪に直接関係

しない国家による普遍的管轄権の行使とがどのような関係にあるかについて検討し、その結果、国際刑事司法体制がICCの補完性の原則や国家の普遍的管轄権によって分権的に運用されていくにあたり、実体面での正義の普遍的追求の確保のみならず、手続面においても分権的な制度ゆえの被告人の不利益を解消していく術を見出していく必要があると指摘した。

安藤貴世「国際テロリズムに対する法的規制の構造」(国際関係研究(日本大学国際関係学部)31.2)は、多くの国際テロリズム防止関連条約が採用している容疑者を「引き渡すか訴追するか」の選択義務の原型を提供した航空機不法奪取条約の管轄権規定をとりあげ、同規定が普遍的管轄権を設定したものであるかに関する学説上の諸見解を整理・検討し、同規定の法的構造を明らかにした。安藤には「テロリズム防止関連条約における『引き渡すか訴追するか』原則の成立」(国際関係研究(日本大学国際関係学部)32.1)もある。

## 9 国際機構

村瀬信也=鶴岡公二編『変革期の国際法委員会』(信山社)は、1947年に設置されたILCが現在大きな転換期を迎え、課題の選択や作業方法等の見直しが必要であるとの認識のもと、これまでのILCの活動を総括し、将来の展望を切り拓くことを目的として企画された論文集である。第一部「国際法委員会の軌跡と展望」は、山田中正「国際法委員会の創設と変遷」、酒井啓亘「国連国際法委員会による法典化作業の成果」、河野真理子「国連国際法委員会と国際司法裁判所」、森田章夫「国際法委員会における作業方法の問題点」、奥脇直也「国連法体系におけるILCの役割の変容と国際立法」、村瀬信也「国際法委員会の現状と将来の展望」、第二部「1990年代以降における国際法委員会の具体的成果」は、兼原敦子「国家責任条文第一部にみる法典化の方法論の批判的考察」、岩月直樹「国際法秩序における「合法性」確保制度としての国家責任法の再構成」、土屋志穂「外交的保護」、植木俊哉「国際組織の責任」、児矢野マリ「越境損害防止」、柴田明穂「危険活動から生じる越境被害の際の損失配分に関する諸原則」、山本良「国際水路の非航行的利

用における「衡平原則」の現代的展開」、岩石順子「共有天然資源」、坂元茂樹「「条約の留保」に関するガイドラインについての一考察」、真山全「武力紛争の条約に及ぼす影響に関する国際法委員会条文案の検討」、中谷和弘「国家の一方的宣言」、宮野洋一「国際法の「断片化」」、薬師寺公夫「国連国家免除条約の起草過程及び条約内容の特徴」、洪恵子「国際刑事裁判所規程」、前田直子「国籍の国家承継」を収める。

吉田脩「国連平和維持軍請求委員会の史的考察」(国際110.1)は、国連平和維持活動の請求委員会のうち、その創成期にあたる国連平和維持軍(とりわけ、国連緊急軍と国連コンゴ活動)の請求委員会をとりあげ、同委員会による損害賠償請求の処理等に関する開示された文書を検討することで、国際組織の責任論の再検討に対する史的な研究視角を提供することを試みた。そして、検討結果の一般化には留保を付しつつも、国際組織の責任規則は、国家責任との法的類推を通じて形成されてきたというよりも、国際組織(国連)での具体的な損害賠償請求の処理における必要性に応じて、特有の性質を有するかたちで漸進的に創造されてきたと考えられると結論した。

丸山政己「国連安全保障理事会と自由権規約委員会の関係(1)(2)完」(山法48、49)は、国連安保理による憲章第7章に基づく強制措置のうち、特定の個人あるいは団体を対象として一定の経済活動の制限を目的とした「狙い撃ち制裁」に関する実行をとりあげ、自由権規約委員会が通報を受理しベルギーの自由権規約違反を認定する見解を採択したサヤディ事件を素材にして、自由権規約委員会が国連安保理の任務に法的コントロールを及ぼしうるかについて検討した。

## 10 軍縮・軍備管理・国際人道法・武力紛争法

阿部達也『大量破壊兵器と国際法』(東信堂)は、大量破壊兵器の規制に関する法的枠組みを素材として、その現代的な国際法実現プロセスについて考察し、出現しつつあるとする「協働の国際法」の様相を明らかにするために、「規範の実現」という観点から、遵守の確保、不遵守への対応、適合性の確保という三つの課題について検討し

た。その結果、国家と国際監視機関の協働は、実態としては、規範を実現する主体たる国家、国家による規範の実現のために政治的立場から法的枠組みの運用に関する意思を決定する政策決定機関、さらに、同じく国家による規範の実現のために中立的・国際的・客観的・専門技術的立場から法的枠組みによって付与された任務を遂行する事務局の三者の間の関係であると結論した。そして、国家と国際監視機関の協働にとって、また出現しつつあるとする「協働の国際法」にとって重要な要素は、透明性・連続性・非対称性・普遍性の四つであると指摘した。軍縮・軍備管理については、浅田正彦「クラスター弾の国際規制とオスロ条約」(法セ670)、藤田久一『核に立ち向かう国際法』(法律文化社)、美根慶樹『国連と軍縮』(国際書院)も出た。

国際法上の自衛権については、とりわけ若手研究者の関心を集めた。川岸伸「非国家主体と国際法上の自衛権(1)~(3)完」(論叢167.4~168.4)は、非国家主体によってもたらされる安全保障上の脅威に対して武力行使による対応は可能であるかという問題関心のもと、非国家主体に対する自衛権と非国家主体の所在国に対する自衛権とを区別したうえで、非国家主体に対する国際法上の自衛権の行使の可否等について検討した。その結果、非国家主体によって攻撃された国家が自衛権に基づいて対応する場合は極めて厳格な条件を満たさなければならないこと、すなわち、被攻撃国は、非国家主体に関与している国家に対して自衛権を行使しなければならないこと、しかも、密接な関与が存在したことを立証しなければならないこと等を明らかにした。

田中佐代子「自衛権行使における均衡性原則の射程」(国家123.9=10)は、国際法上の自衛権行使の要件の一つとされる均衡性原則があらゆる自衛権行使に適用されることは自明とはいえないという問題関心のもと、何との均衡が求められるのかという比較対象と武力紛争の開始時のみならずその進行中にも適用されるのかという適用範囲に関する二つの問題をめぐる学説状況の検討から均衡性原則の射程を問い、均衡性原則による武力行使規制の意義と限界の一端を明らかにした。

西嶋美智子「一九世紀から第一次世界大戦までの自己保存権と自衛権」(九法102)は、「自衛権」



概念は自己保存概念からいつどのように区別されるようになったのか、また、19世紀の自己保存権や「自衛権」において、先行行為の主体、権利行使の対象や正当化される措置はどのように考えられていたか等を検討し、その結果、19世紀末から20世紀初めに主張され始めた「自衛権」は、その行使対象となる国家の違法行為を要件とする代わりに、国家の生存、独立や安全が危機に瀕している場合のみならず、権利一般に対する侵害に行使できると捉えられており、従来の自己保存権とはその内容を大きく異にすると結論した。

その他の論点については、権南希「武力紛争時における環境保護に関する国際規範の形成」(関法61.1)が、環境改変技術敵対使用禁止条約とジュネーブ条約第一追加議定書の環境保護関連規定に着目し、これらの環境保護に関する規範の形成過程と展開を検討した。その結果、武力紛争において禁止されるべき環境破壊行為については一定の国際規範が形成されてきたものの、当該規範の対象は極めて限定的であり、基準となる定式の不明瞭さや構造上の問題に起因する敷居の高さゆえに、武力紛争時に発生する環境損害の防止において実際に機能する機会を奪われている現状があると指摘した。

田村恵理子「国家による戦争賠償請求権の放棄」(関法61.1)は、2007年に一応の収束をみた対日平和条約の請求権放棄の法的意味について、日本政府と日本の裁判所の解釈を整理しながら、国際法上いかに評価されるかを検討し、そのうえで、請求権放棄への制限可能性について、従来あまり議論されていない請求権に対応する義務の性質という観点から検討した。その結果、一次規範が強行的義務で逸脱しえないとしても、その違反

への賠償義務まで免除され得ないとは言えないこと、国家責任が免除されても個人の刑事責任に影響しないこと、さらに、被害者の利益が集合的な場合には、賠償義務を放棄するために全ての国の合意を要する可能性があること等を指摘した。

西平等「敵」と「犯罪者」(平和研究36)は、対等な「敵」と鎮圧されるべき「犯罪者」とを区別した近代法および正戦論の前提が今日の「対テロ戦争」において掘り崩されている点に注意を喚起した。とりわけ、「犯罪者」には法内部の存在として人格が認められるが「敵」はそうでない一方で、「敵」とは集団としての国家であることから、それに属する個人は個人責任を問われず人道的な保護の対象となりうるというのが伝統的理解であったことから、「対テロ戦争」を「犯罪者に対する戦争」と構成するのであれば近代法的人道性の観念も変容しうると指摘した。

## 11 教科書・判例集など

浅田正彦編著『国際法』(東信堂)、島田征夫編著『国際法学入門』(成文堂)、渡部茂己=喜多義人編『国際法』(弘文堂)、フィリップ・C・ジュサップ/長谷川正国訳『トランスナショナル・ロー』(成文堂)等が新たに刊行された。

また、中谷和弘=植木俊哉=河野真理子=森田章夫=山本良編『国際法(第二版)』(有斐閣)、松井芳郎『国際法から世界を見る(第三版)』(東信堂)、島田征夫『国際法全訂補正版』(弘文堂)、小寺彰=森川幸一=西村弓編『国際法判例百選(第二版)』(有斐閣)などの改訂版が刊行された。

(つるた・じゅん 海上保安大学校准教授)  
(こばやし・ともひこ 小樽商科大学准教授)